

自治会・町内会で食品を提供するときのルール

地域行事での食中毒予防のために 知っておきたいポイント!



自治会・町内会の皆様向けに『地域行事での食中毒予防について』の動画を区ホームページに掲載しました。食中毒のリスクが小さい安心なメニュー、主催者として必要な衛生管理について、理由を説明しながらお伝えしています。

また、このホームページから、地域行事で食品を提供する際の注意事項の確認や出店者に取扱品目を詳しく記載いただける参考様式のダウンロードができますので、ぜひご活用ください。

動画1

『自治会・町内会の地域行事での食中毒予防について』

- ・地域行事において営業許可を要しないものとするための3つのルール
- ・主催者による衛生管理
～食中毒のリスクを減らすための4つのポイント～
 - ①提供メニューの範囲
 - ②食品取扱者の選任
 - ③食品を取り扱う場所・設備
 - ④行事当日の注意事項



動画2

『行事開催届の記載方法について』

- ・行事開催届とは、「行事における食品提供の取扱指導要領」に基づき、保健所へ届け出する書類です。
- ・記載時にこの書類を作成しながら食品衛生のポイントを確認しましょう。
- ・提出時には、主催者のみなさんと保健所で食品衛生のポイントを一緒に確認するためのものでもあります。



様式類

『青葉区内の自治会・町内会向け情報』

行事開催届の様式類と記載例を掲載しています。
様式はダウンロードできます。

- ・行事開催届（様式）（ワード版・PDF版）
- ・行事開催届別紙（様式）（ワード版・PDF版）
出店者が多い場合にご利用ください。



相談先

青葉区生活衛生課食品衛生担当

メニューの選び方や食品の取扱いについて、個別相談を受けています。

青葉区役所3階61番窓口

電話 045-978-2463 / FAX 045-978-2423

メールアドレス: ao-eisei@city.yokohama.jp